

共通規約

ステップワイズ個別指導

保護者がこの版に同意した日から適用します（新たに入塾する場合は、お申込みの日から）。

目次

- 第1章 契約と受講の基本
- 第2章 指導内容と受講条件
- 第3章 受講の合意と受講計画書
- 第4章 授業日時の調整と予約
- 第5章 欠席・変更・中止の費用
- 第6章 請求・支払い・返金
- 第7章 契約の終了と規約変更
- 第8章 安全・情報・相談
- 別表1 キャンセル料金と合計料金の例
- 別表2 接続不良による中止の計算例

第1章 契約と受講の基本

第1条 指導の目的と契約者・第2条 受講までの流れと書類・第3条 受講管理システムと連絡方法

第1条 指導の目的と契約者

1. ステップワイズ個別指導（以下「塾」）は、生徒の学力向上、基礎学力の定着、学習習慣の形成および目標達成を支援するために指導を行います。
2. 契約者は、受講申込書に記載する保護者その他受講契約を締結する権限を有する方です。以下「保護者」といいます。
3. 塾は誠実に指導しますが、成績向上、合格、資格取得その他一定の成果を保証するものではありません。

第2条 受講までの流れと書類

1. 契約は本規約、個別受講条件書、双方が合意した特別単価合意書、双方が合意した受講計画書（ある場合）および第4章により確定した予約日時によります。
2. 受講の条件・内容・日時は、次の順に定めます。各書類は、書面または電子記録として残します。

書類・手続	決めること
個別受講条件書	生徒・家庭ごとの共通の指導条件と、1回の授業時間・授業料に双方で合意します。
特別単価合意書（必要な場合のみ）	準備に非常に時間がかかる指導（第5条）について、その理由・指導の内容・範囲・期間と授業時間・授業料に双方で合意します。
受講計画書（必要な場合のみ）	まとまった回数の授業を行うときに、対象期間・科目・回数・各回の時間・授業料を前もって合意します（第9条）。
授業ごとの合意	授業ごとに日時に合意し、予約します。受講計画書の範囲外の授業は、授業料にも合意します（第7条・第4章）。

3. 受講契約は授業ごとに結びます。授業料・キャンセル料金等は、月ごとに集計して翌月に請求します（第19条）。

第3条 受講管理システムと連絡方法

1. 塾は、契約や授業に関する記録を管理するため、オンラインの受講管理システムを利用します。保護者は、保護者ページで必要な書類の確認・承認などを行えます。
2. 書類の承認のお願いや請求は、保護者ページと登録された連絡先にお知らせします。日々の連絡はLINE等でも受け付けます。
3. 連絡先が変わった場合はお知らせください。ページを利用できないときは、指定のLINEまたはメール（mugilives@gmail.com）へご連絡ください。

第2章 指導内容と受講条件

第4条 指導形態と担当講師・第5条 授業料・第6条 教材と配布資料

第4条 指導形態と担当講師

1. 指導する科目は、個別受講条件書で定めます。各回の授業の内容は、生徒の学年、目標、理解状況を踏まえて講師が決めます。
2. 指導は、個別受講条件書で合意した教室指導、オンライン指導、またはその組合せで行います。
3. 教室指導・オンライン指導とも、講師1名につき生徒最大2名を基本とし、最大2名の形態で実際の参加者が1名となっても、料金は変わりません。
4. 1対1のみの授業は、当面行いません。希望がある場合は、内容と料金を別途相談し、合意したうえで行います。
5. これまで1対1で受講していた場合は、保護者の同意を得てから最大2名の形態に変えます。同意がない間は、これまでどおり1対1で行い、料金も変えません。
6. 代表者または塾が指導を任せた講師が担当します。担当講師の変更は事前に通知します。
7. オンライン指導の場合は、生徒側で端末、通信環境、カメラ、マイク等をご準備ください。使用サービスと接続方法は事前に案内し、必要に応じて接続確認を行います。

第5条 授業料

1. 授業は、原則として、個別受講条件書で定めた授業時間と授業料で行います。授業料は税込です。
2. 個別受講条件書の授業料には、その指導に通常必要な準備を含みます。
3. 準備に非常に時間がかかる指導は、特別単価合意書で定める授業時間と授業料（以下「特別単価」）を例外的に用います。塾が、理由・指導の内容と範囲・期間・授業時間と授業料を特別単価合意書（案）で事前に示し、保護者の承認を得た範囲と期間に限りします。
4. 特別単価を用いるのは、次のように生徒1人・授業1回当たりで考えても、準備の負担が個別受講条件書の授業料で想定する範囲を大きく超える場合に限りします。
 - 同じ準備を複数の生徒への指導に直接活用できる場合は、共通する準備時間をその生徒数に分配して考えます。例えば、埼玉県公立高校入試の問題解説、英検2級までの対策、数検・漢検の対策は、これにより個別受講条件書の授業料で行います。
 - 普通の指導の延長として定期テスト・模試・入試の対策や問題解説を行う場合は、その準備の負担を、その生徒の関連する一連の授業の回数に分配して考えます。これも個別受講条件書の授業料で行います。特別単価を用いる例として、演習を授業時間に含めず、毎回異なる試験問題の解説のみを行い、その都度個別の準備を必要とする指導や、英検準1級以上の対策などがあります。
5. 特別単価を用いる授業にも、指導方法等は個別受講条件書の条件を用います。
6. 受講計画書では、個別受講条件書の授業料（特別単価合意書の対象となる指導は特別単価）を上限として、より低い授業料を定めることがあります。授業時間が異なる場合は、同じ時間に換算して比べます。
7. 実施時間が予約時間と異なる場合は、1回の授業料を時間に比例して計算し、1円未満を切り捨てます。塾都合の延長には追加料金を請求しません。通信障害により中止する場合は、第17条の特則によります。

第6条 教材と配布資料

1. 塾が指導上必要と判断して用意する教材は原則として塾が手配し、教材費を別途請求しません。
2. 保護者または生徒の強い希望により、前項の教材とは別に指定教材を用意する場合は、次のいずれかとします。
 - 保護者側で購入・用意する。
 - 塾に購入・手配を依頼し、購入にかかる実費を「教材手配代行費用」として支払う。塾が手配する場合は、教材名と負担額を示し、保護者の事前承諾を得てから、ご家庭に代わって購入します。
3. 教材・配布資料は生徒本人の学習のために利用し、許可なく販売・公開・第三者へ提供しないでください。法令上認められる利用は制限しません。

第3章 受講の合意と受講計画書

第7条 授業ごとの合意・第8条 合意の方法と記録・第9条 受講計画書・第10条 合意済み条件の変更

第7条 授業ごとの合意

1. 授業の実施には、保護者と塾の双方による事前の明示的な合意を必要とします。受講契約は、授業ごとに、その授業の日時・科目・時間に双方が合意したとき（第11条）に成立します。
2. 授業料は、特に断りがなければ、個別受講条件書の授業料（特別単価合意書の対象となる指導は特別単価）とします。ただし、同じ科目・種類の受講計画書（第9条）があるときは、その1回の授業料によります。

第8条 合意の方法と記録

1. 合意は、契約者または契約者から承認を任された方と行います。方法は、保護者ページでの承認、LINE・メールのやり取り、面談・電話等のいずれでもかまいません。
2. LINE・メール等のやり取りは、そのまま合意の記録として扱います。料金・条件の変更や受講終了を面談・電話で合意したときは、塾がLINE・メール等で内容を確認の連絡をします。
3. 生徒から直接申し出があった場合など、その場で授業を行うことがあります。ただし、次のいずれかに当たり、保護者と合意した回数・授業料の総額を超えないときに限ります。
 - 受講計画書の範囲内の授業として行うとき。
 - 予定している別の日時の授業の代わりに行うとき。代わりにした予定の授業は行いません。塾は、行った授業（代わりにした授業があればその授業も）をLINE・メール等で保護者に知らせます。
4. 共通規約、個別受講条件書、特別単価合意書、受講計画書への同意は、同意した版、同意者、日時、方法を塾が保護者ページに記録し、保護者はいつでも確認できます（控え）。記録の保管は第27条第6項によります。

第9条 受講計画書

1. 長期的にまとまった回数の授業を行うときは、授業ごとに授業料を確かめる手間を省くため、受講計画書で、対象生徒、対象期間（開始日・終了日）、科目ごとの授業内容と回数、各回の時間、1回の授業料（税込）および予定総額を前もって合意できます。受講計画書は必須ではありません。
2. 合意した回数は、対象期間内に実施可能な授業回数の上限です。
3. 受講計画書の回数を超える授業、対象期間外の授業、受講計画書にない科目の授業は、第7条により授業ごとに合意して行えます。

第10条 合意済み条件の変更

1. 指導形態・人数・時間、授業料その他の料金など、合意済みの条件を変更する場合は、変更内容と適用時期を示して説明し、変更前に改めて保護者の承認を得ます。
2. 特別単価合意書の対象となる指導内容、特別単価または対象期間を変える場合は、新しい特別単価合意書で改めて承認を得ます。

第4章 授業日時の調整と予約

第11条 授業日時の決め方と予約・第12条 お休みとキャンセル・第13条 別の日時への予約

第11条 授業日時の決め方と予約

1. 授業の日時は、LINE・面談・電話等で塾と保護者が相談して決めます。決まった日時は、塾が第3条の受講管理システムに記録します。
2. 日時は、次のいずれかで決まり、予約（実施予定）になります。
 - LINE・メール・面談・電話等で塾と保護者が日時に合意したとき。
 - 塾が示した日時を、保護者が受講管理システム上で承認したとき。
3. 前日23時を過ぎてから新しく予約する場合や、同日の開始時刻を変える場合は、その時点から適用されるキャンセル料金（第14条）と見込みの合計額も示して、実施前に合意します。

第12条 お休みとキャンセル

1. 授業日の前日23時までに予約した授業をやめることを「お休み」といいます。お休みに料金はかかりません。

2. 前日23時を過ぎてから予約した授業をやめることを「キャンセル」といい、キャンセル料金（第14条）がかかります。
3. お休み・キャンセルは、その連絡が指定のページ・LINE等の窓口が届いた時点で成立します。塾の承諾は要りません。
4. 生徒本人からの欠席・遅刻等の連絡は、保護者が認めた範囲（お休みなど）で受け付けます。受け付けるかどうかは保護者が保護者ページで設定し、キャンセル料金が生じる連絡は保護者にもお知らせします。

第13条 別の日時への予約

1. 予約済みの授業を別の日時に移す場合は、元の予約をやめる旨を必ずお伝えください。別の日時の授業は、元の予約とは別の新しい予約として申し込みます（第11条）。講師や教室の空きがないときは、お受けできないことがあります。
2. 同日の別時刻に変える場合は、終了時刻、担当講師、他の授業を確認して合意します。元の予約を残したまま日時を相談していた場合は、元の予約に遅刻・欠席した分を第14条・第15条により扱います。

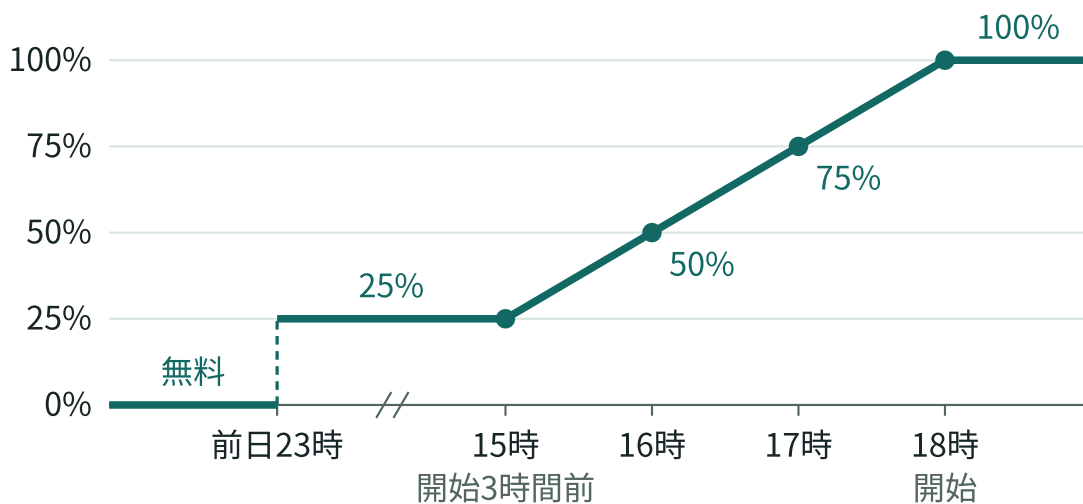
第5章 欠席・変更・中止の費用

第14条 キャンセル料金と負担率・第15条 遅刻と同日の開始変更・第16条 塾の都合による変更と休講・第17条 オンライン授業の接続不良による中止・第18条 やむを得ない事情による免除

第14条 キャンセル料金と負担率

1. 授業のキャンセルや欠席・遅刻・同日の開始変更により、予約していた授業時間のうち実施されなかった時間にかかる費用を「キャンセル料金」とします。オンライン授業が接続不良で中止になった場合は、第17条で計算します。
2. 前日23時を過ぎてから、生徒側の事情で予約した授業の全部または一部が行われなかった場合、行われなかった時間（以下「未実施時間」）についてキャンセル料金がかかります。
3. キャンセル料金は「未実施時間に相当する授業料×負担率」で計算し、1円未満を切り捨てます。「未実施時間に相当する授業料」とは、その予約で合意した授業料と時間をもとに、未実施時間の分を時間に比例して計算した額です。例えば、予約していた90分4,500円のうち30分が未実施となった場合、相当する授業料は1,500円です。
4. 負担率は、未実施時間に相当する授業料のうち保護者がキャンセル料金として負担する割合であり、連絡を受け付けた時刻によって、100%を上限として次のとおり定めます。

連絡の時刻	負担率
前日23時まで	0%
前日23時を過ぎ、開始3時間前まで	25%
開始3時間前を過ぎ、開始時刻より前	$100\% - 75\% \times \text{開始までの残り分数} \div 180$
開始時刻以降、または連絡なし	100%



負担率の変わり方（18時開始の授業の例）。横軸は連絡の時刻で、前日23時から開始3時間前までは縮めて描いています。開始3時間前からは1分ごとに上がり、開始時刻以降と連絡がない場合は100%です。

5. キャンセル料金は、成立した予約がキャンセルされるごとに計算します。別の日時で調整して成立した新しい予約をキャンセルした場合も、その予約について本条により計算します。

第15条 遅刻と同日の開始変更

1. 遅れることが分かったら、その時点で到着の見込みをお知らせください。連絡が遅くなるほどキャンセル料金の負担率が上がり、連絡がない場合の負担率は100%です。
2. 遅刻しても授業は予定の終了時刻に終わります。遅れた時間は未実施時間として第14条で計算し、実際に行った時間は授業料として計算します。
3. 到着の見込みよりさらに遅れた分は、改めて連絡を受けた時刻の負担率、追加連絡がなければ100%で計算します。

第16条 塾の都合による変更と休講

1. 塾の都合で日時を変更するときは、できるだけ早く連絡し、変更後の日時を相談します。

第17条 オンライン授業の接続不良による中止

1. 接続不良によって授業の継続が困難な場合は、授業を中止できます。中止する旨を相手方へ知らせ、中止時刻を記録します。接続手段が使えない場合は、LINEまたはメール等で連絡します。
2. 生徒側の通信環境・端末等の不具合で中止する場合は、次のとおり計算します。

時間の区分	料金の扱い
予定開始時刻から中止時刻まで	通常の授業料で計算します。接続の確認・復旧に費やした時間を含みます。
中止時刻から予定終了時刻まで	その時間に相当する授業料の30%をキャンセル料金として計算します。

中止後は授業のために待機し続ける必要はありません。

3. 塾側の不具合、または利用サービス全体の障害によって実施できなかった時間には、授業料もキャンセル料金も請求しません。
4. 第2項の料金は、1円未満を切り捨てます。

5. 開始前の中止、短時間の切断、原因が分からない場合は、事実を確認して個別にご説明します。

第18条 やむを得ない事情による免除

1. キャンセルや欠席・遅刻には、原則としてキャンセル料金が発生します。ただし、次の3条件をすべて満たす場合は、申請により個別に免除することがあります。
 - (1) やむを得ない事情により、予定していた授業の全部または一部を受講できなかったこと。
 - (2) 受講できない、または遅れることが分かり、連絡できる状態になった時点で、できるだけ早く塾へ連絡したこと。
 - (3) 説明や確認資料により、その事情を塾が確認できること。
2. 対象となる事情の例は、公共交通の運休・遅延、親族の葬儀、災害、重篤な体調不良で受診した場合などです。通常の体調不良は対象外です。申請窓口・時期の目安・確認資料は、キャンセル料金の免除申請のご案内で共通に示し、個別の事情を確認します。
3. 塾は確認結果と理由を回答します。保留・訂正・返金は第20条・第21条によります。料金への異議申出は第20条に従い、免除の申請とは分けます。

第6章 請求・支払い・返金

第19条 請求と支払い・第20条 キャンセル料金の確認・見直しと支払い・第21条 請求の訂正と返金

第19条 請求と支払い

1. 当月に実施した授業の料金、キャンセル料金、および第6条第2項により事前合意した教材手配代行費用を集計します。
2. 原則として翌月3日に請求を確定し、保護者ページでお知らせします。
3. 支払期限は、授業を実施した月の翌月末日です。期限の日までに振込の手続きをしてください。
4. 授業料等は、銀行振込でお支払いください。銀行振込が難しい場合はご相談ください。塾が認めた方法でお支払いいただけます。
5. 銀行振込の手数料は、振込を行う保護者が負担します。
6. 支払期限までの支払いが難しい場合は、事前にご相談ください。連絡なく未払いが続く場合は、連絡・確認のうえ、授業の一時停止などを検討します。

第20条 キャンセル料金の確認・見直しと支払い

1. 保護者は、キャンセル料金の計算や料金がかかる条件、法令上請求できるかどうかに疑問がある場合、対象の授業と疑問の内容を示し、保護者ページまたは指定のLINE等から説明・見直しを申し出ることができます。
2. キャンセル料金の免除申請の審査中、または第1項の申出について塾が確認・回答するまでの間は、対象のキャンセル料金の支払いを保留します。
3. 塾は第1項の申出を受け付け、事実関係と料金の計算根拠を確認します。受付から7日以内を目安に、確認結果と理由を、保護者ページ・LINE・メール等の後で見返せる方法で回答します。
4. 請求に誤りがある場合、または法令上請求できない部分がある場合は、その部分を訂正・除外します。それ以外の場合も、個別の事情を考慮し、キャンセル料金の全部または一部を減額・免除することがあります。
5. 回答後に請求する金額は、次の請求にまとめます。支払済みの場合は第21条第1項に従って精算します。

第21条 請求の訂正と返金

1. 確定後の訂正は、元の請求と訂正理由を残して通知します。支払済みの請求額が減額された場合は、払い過ぎた差額を、原則として翌月の請求への充当で精算します。
2. 保護者が振込を希望する場合、または翌月の請求がない・請求額を上回るなどの理由で翌月の請求に充当できない差額がある場合は、その返金額を減額が確定した月の翌月末日までに振り込みます。
3. 塾から返金する場合の振込手数料は、塾が負担します。

第7章 契約の終了と規約変更

第22条 受講の終了と最終精算・第23条 契約違反による受講停止と解除・第24条 規約の版と変更への同意

第22条 受講の終了と最終精算

1. 保護者は、ページ・LINE・メール等で受講終了を申し出ることができます。
2. 終了の申出があっても、保護者が希望する場合は、既に実施承認・予約されている授業を受講できます。塾は、受講を希望する予約とやめる予約、最終受講日を確認します。
3. 塾が翌月以降の継続を行えない場合は、原則1か月前までに連絡します。急病・事故等は分かり次第連絡します。
4. 精算するのは、実施した授業の授業料、キャンセルした予約のキャンセル料金、および第6条第2項により事前合意した教材手配代行費用です。これら以外の解約金・退会金等は一切請求しません。

第23条 契約違反による受講停止と解除

1. 契約違反がある場合は、相当な期間を定めて是正を求め、改善されないときに契約を解除できます。
2. 暴力など安全や信頼関係に重大な支障を与える場合は、直ちに受講を停止し、契約を解除することがあります。

第24条 規約の版と変更への同意

1. 適用する規約は、保護者が同意した版の全文です。
2. 条件を変更する場合は、変更点と適用時期を保護者ページ等で示し、同意を得た契約から適用します。
3. 同意しない場合は、受講継続の可否や終了日を確認し、既に成立している契約と精算は従前の合意に従います。
4. この版は、保護者がこの版に同意した日から適用します。新たに入塾する場合は、入塾の申込みの日から適用します。

第8章 安全・情報・相談

第25条 教室利用・安全と禁止事項・第26条 保護者ページの管理・第27条 個人情報の取り扱い・第28条 実績や口コミの広報利用・第29条 協議と法令上の権利

第25条 教室利用・安全と禁止事項

1. 塾は生徒の安全確保に努めます。生徒は設備・備品を適切に使用し、危険な行為をしないでください。
2. 体調不良時は無理に受講せず、早めにご連絡ください。緊急時の連絡先を塾にお知らせください。
3. 故意または重大な過失による設備等の破損・紛失については、事情を確認して相当額の負担を求めることがあります。
4. 暴力、暴言、威圧、著しい迷惑行為、許可のない授業の録音・録画・撮影・配信・公開、教材の不正利用など、指導や他者の権利を侵害する行為は禁止します。

第26条 保護者ページの管理

1. 保護者はパスワードと生徒の専用リンクを適切に管理し、契約・受講に関係のない第三者へ共有しないでください。不正利用が疑われる場合は速やかに塾へご連絡ください。

第27条 個人情報の取り扱い

1. 氏名・学年・学校・連絡先、成績、授業・宿題の記録、契約・請求・入金の記録を、次の目的に利用します。
 - 指導・学習支援、指導計画の提案・見直し
 - 次回面談の準備、連絡
 - 契約・請求の管理
2. 管理にはCloudflare（台帳・ファイルの保管）およびGoogle（メール・カレンダー）の外部サービスを利用します。
3. 講師には指導に必要な担当生徒の情報を共有し、料金・請求や免除申請の受診資料を、指導に不要な講師へ見せない運用とします。
4. 法令に基づく場合や適法な業務委託等を除き、同意なく個人情報を第三者に提供しません。必要な安全管理を行い、保存期間を定めます。
5. 記録に誤りがある場合は訂正を申し出ることができます。
6. 契約終了後の契約・請求・同意記録等は、精算への対応および税務関係法令に基づく保存のため、記録の種類に応じて必要な期間（最長7年）保管します。
7. 免除の確認に使った受診記録などの資料は、確認が済み次第速やかに削除します。

第28条 実績や口コミの広報利用

1. 成績推移、写真、体験談、口コミ等を広報に使う場合は、別途「口コミ・写真・実績等の広報利用承諾書」で利用内容、掲載先、表示する情報、期間等を具体的に定め、受講の同意とは別に同意を得ます。
2. 匿名でも個人が推測できる場合があります。同意しないことによって受講条件を不利に変更しません。
3. 利用停止は指定窓口に申し出ることができます。

第29条 協議と法令上の権利

1. 本規約に定めのない事項や疑義は、双方が誠実に協議します。本規約は、法令により認められる取消し、解除、損害賠償請求、消費生活センター等への相談や裁判などの紛争解決手続その他の権利を妨げず、塾の法令上の責任を一律に免除するものではありません。

別表1 キャンセル料金と合計料金の例

90分・4,500円、18時開始・19時30分終了の授業の例です。授業料・キャンセル料金とも1円未満を切り捨てます。

授業をやめる連絡の時刻	負担率	授業料	キャンセル料金	合計
前日23時まで（開始19時間前まで）	0%	0円	0円	0円
前日23時を過ぎ当日15時まで（開始3時間前まで）	25%	0円	1,125円	1,125円
当日16時（開始2時間前）	50%	0円	2,250円	2,250円
当日17時（開始1時間前）	75%	0円	3,375円	3,375円
当日17時30分（開始30分前）	87.5%	0円	3,937円	3,937円
当日18時（開始時刻）以降または連絡なし	100%	0円	4,500円	4,500円

実施した場合の例	授業料	キャンセル料金	合計
17時に30分遅らせる連絡、塾が承諾し18時30分から90分実施	4,500円	1,125円	5,625円
17時30分に30分遅刻を連絡、18時30分から19時30分まで実施	3,000円	1,312円	4,312円
連絡なく30分遅刻、18時30分から19時30分まで実施	3,000円	1,500円	4,500円
交通障害で60分遅刻、19時から30分実施し免除が認められた	1,500円	0円	1,500円

開始を遅らせて90分実施する場合と、30分遅刻して60分だけ実施する場合は、受ける授業時間も合計額も異なります。

別表2 接続不良による中止の計算例（第17条）

生徒側の接続不良の例

生徒側の接続不良により90分4,500円の授業を開始30分後に中止した場合、開始から中止まで1,500円＋残り60分相当3,000円の30%＝900円、合計2,400円です。開始後にやめた場合の負担率は通常100%ですが、生徒側の接続不良による中止は、第17条により30%で計算します。

塾側・サービス全体の障害の例

塾側・サービス全体の障害の場合は、未実施時間の料金は0円です。例えば最初の20分は指導でき、その後10分の障害対応を経て中止した場合、実施20分の1,000円のみを計算します。

ステップワイズ個別指導／代表 麦倉優輔／埼玉県越谷市袋山1319-9／080-6259-3025／mugilives@gmail.com 保護者がこの版に同意した日から適用（新たに入塾する場合は、お申込みの日から）